

令和5年11月14日  
財務部経理課

## 委託契約における変動型最低制限価格制度の検証について

### 1 主旨

区は、令和3年度の1円入札案件の発生や公契約適正化委員会からの意見書を踏まえ、多種多様な委託契約における過度な低価格入札の抑止及び効果的なダンピング対策の実現を目指し、令和5年度から変動型最低制限価格制度の入札を実施している。

今般、現在までの入札実施状況の検証と今後の運用の考え方を取りまとめたので報告する。

### 2 入札実施状況

令和5年9月30日現在で合計129件を実施した。

No.	業務種別	実施件数	最低制限価格未満 入札発生件数	割合
1	建物清掃	41	2	4.88%
2	公衆トイレ清掃	0	0	0%
3	造園	54	8	14.81%
4	計画策定支援	6	1	16.67%
5	医療関係検査・調査業務	4	1	25.00%
6	土木関係調査・点検業務	7	1	14.29%
7	データ入力作業	9	2	22.22%
8	電話設備の設置・保守	0	0	0%
9	情報処理業務	6	2	33.33%
10	翻訳・通訳	2	0	0%
全体		129	17	13.18%

### 3 検証状況

区では変動型最低制限価格の設定率、最低制限価格未満の入札の発生状況、従来の入札との比較、事業者アンケート<sup>※1</sup>の観点から実施状況を検証し、令和5年11月7日開催の世田谷区入札監視委員会に報告を行った。

入札結果のデータ分析では、全ての業務種別において落札率<sup>※2</sup>が前年度より上昇しており、落札者以外も含めた入札価格率<sup>※3</sup>においても上昇傾向が見られた。

なお、世田谷区入札監視委員会の報告は、現在、とりまとめ中であり、報告を受領次第、速やかに本委員会に報告を行う。

※1：入札参加事業者を対象に実施したアンケート結果は【参考】のとおり。

※2：落札率とは、入札案件ごとの「落札金額／予定価格」の平均をいう。

※3：入札価格率とは、全ての入札者の「入札金額／予定価格」の平均をいう。

### 4 今後の運用

多種多様な業務委託契約への本制度の導入により、ダンピング対策として一定の効果が得られていることが確認でき、本制度導入の趣旨である市場価格と著しく乖離した低価格での落札の防止を達成できていると考えられる。

令和6年度以降においては、世田谷区入札監視委員会での審議を踏まえ、現在の制度運用を継続し、引き続き競争性とダンピング防止の両立を図る。

### 5 今後のスケジュール（予定）

令和5年12月 企画総務常任委員会報告（世田谷区入札監視委員会審議事項の報告）  
令和6年 1月 令和6年度入札公告の開始

## 世田谷区 変動型最低制限価格 入札参加者アンケート結果

### ● アンケート実施概要

#### (1) 対象者

変動型最低制限価格制度を適用した入札に参加した事業者（187者）

※令和5年7月20日までに開札した案件を対象とする。

※辞退、不参の事業者を含む。

#### (2) 実施期間

令和5年7月26日（水）から令和5年8月18日（金）まで

#### (3) 回答数

82件（全体の43.9%）

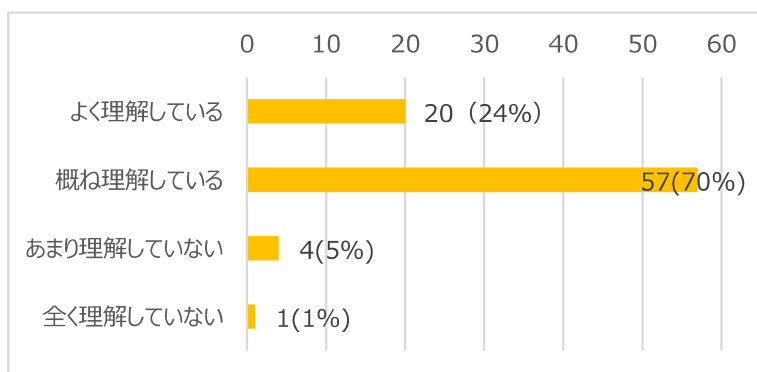
#### (4) 集計方法

各質問項目において回答を集計するとともに、自由記述欄の内容は要旨として要約、抜粋した。

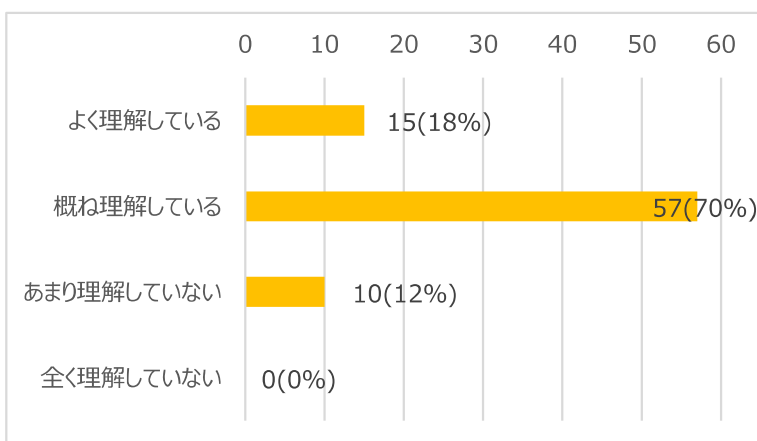
### 1. 変動型最低制限価格制度について

世田谷区は、ダンピングは他事業者の事業活動を困難にし、公正かつ自由な市場における競争を阻害するとともに、業務品質の低下や下請事業者への労働環境の悪化等のしわ寄せを招くものという認識のもと、今年度から「変動型最低制限価格制度」を導入することによって、それぞれの案件ごとに、開札後実際に応札のあった入札額に基づき最低制限価格を設定することで、多種多様な業務委託契約における効果的なダンピング対策の実現を図っています。この制度全般について伺います。

Q1-1 上記の趣旨の理解度についてお答えください。

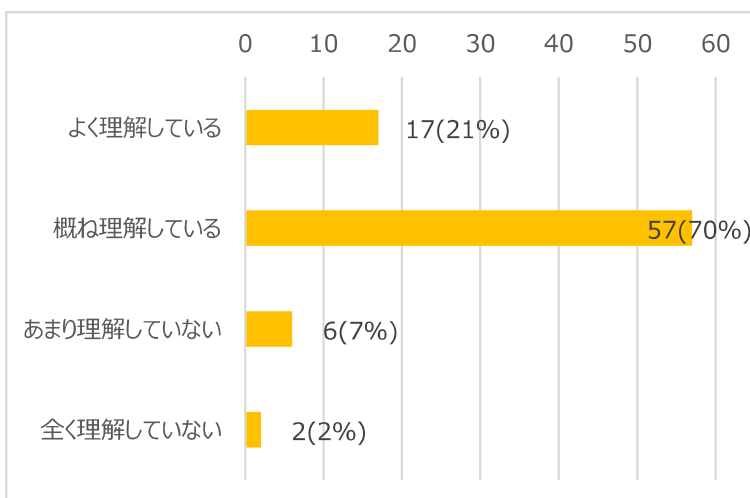


Q 1-2 世田谷区公契約条例では、事業者の経営環境の改善、適正な労働条件の確保、公共事業の品質の確保などを旨とし、労働報酬下限額の設定や過当競争を予防するための施策を推進することが定められていますが、この条例の理解度についてお答えください。



- 約 9 割の事業者が変動型最低制限価格制度および公契約条例の趣旨を理解していることがわかる。ただし、少数ではあるが一部の事業者からは、公契約条例についてあまり理解していないと回答があった。

Q 1-3 適用対象案件については入札案件の公表時に「変動型最低制限価格制度のご案内」にてご案内しておりますが、この算定方法の理解度についてお答えください。



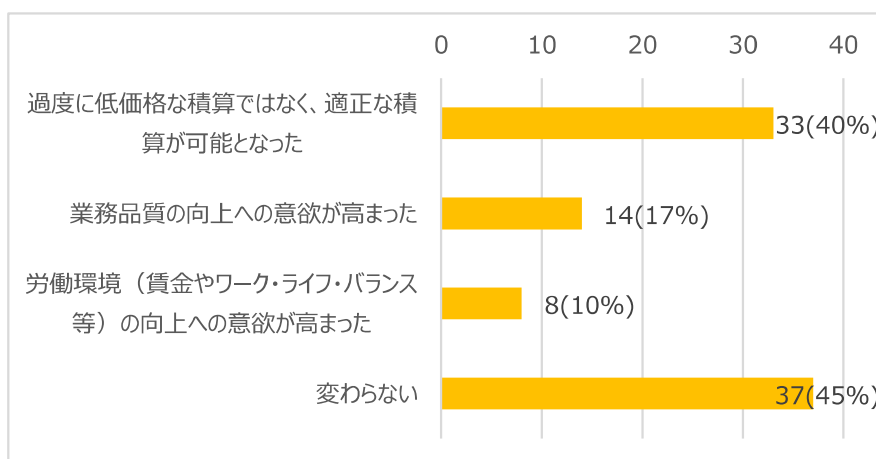
Q 1-4 《 Q 1-3 で「あまり理解していない」又は「全く理解していない」と回答した方のみ回答 》

不明点やわかりづらい部分についてお答えください。

(要旨)

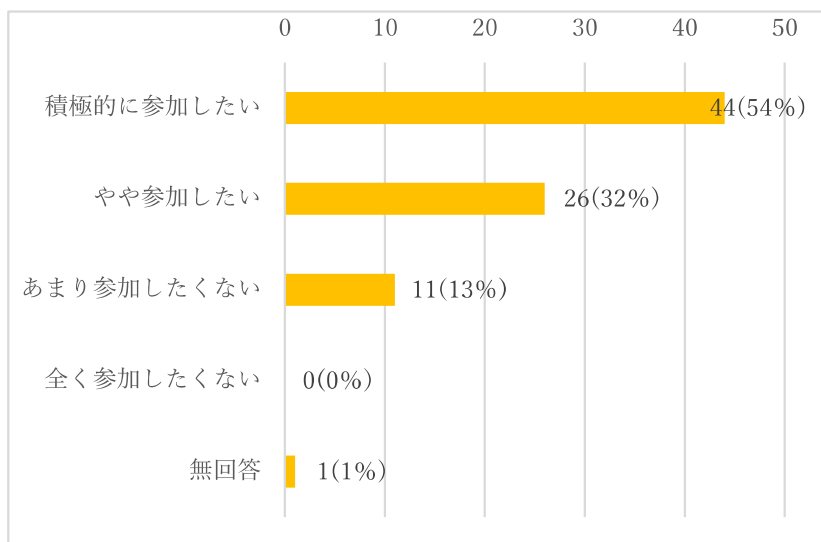
- ◇ 当該制度が適用された案件に初めて参加する場合、算定方法の計算が複雑で理解が難しい。
- ◇ 極端に低い入札を排除する方式にはなっているが、従来の最低制限価格制度の乗率の下限であった 70%を下回るケースもあり、改正の趣旨と合わないのではないか。
- ◇ 有効参加者数が 2 者以下の場合、予定価格の 60%に設定されており、従来制度の乗率の下限であった 70%より低いことは改正の趣旨と合わないのではないか。
- 約 9 割の事業者が算定方法を理解している一方で、複雑でわかりにくいという意見や、従来の制度より最低制限価格の設定が低い水準となることを疑問視する意見もあった。

Q 1-5 変動型最低制限価格制度を適用する入札に参加したことによって、意識の変化はありましたか。(複数回答可)



- 約 4 割の事業者が適正な積算が可能となったと回答する一方で、約 4 割強の事業者が変わらないと回答しており、制度の主旨は理解しているものの、事業者意識の変化としては表れていないという結果となった。

Q 1-6 今回の入札に参加した経験を踏まえて、今後も変動型最低制限価格制度を適用する入札に参加したいと思いますか。



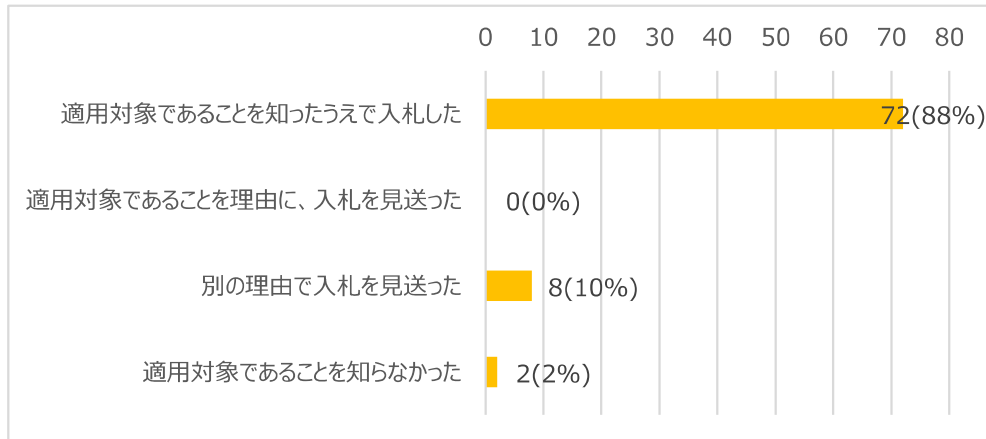
Q 1-7 《 Q 1-6で「あまり参加したくない」又は「全く参加したくない」と回答した方のみ回答 》  
参加したくない理由についてお答えください。

(要旨)

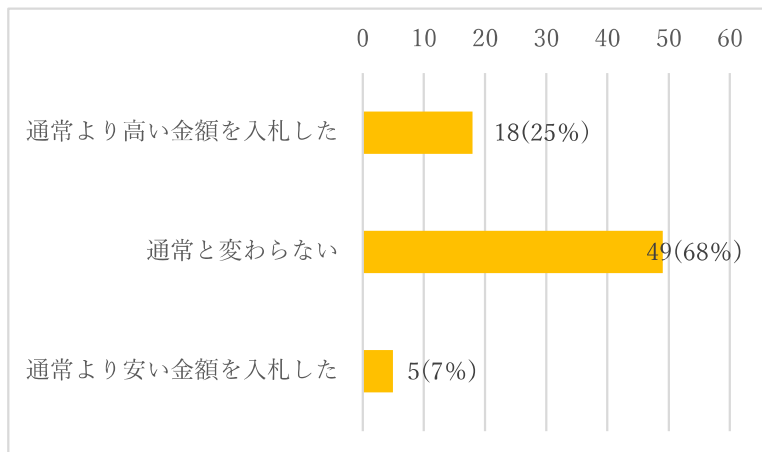
- ◇ 最低制限価格未滿となった際、企業努力による金額に対して、説明の機会がないのは残念である。
  - ◇ 変動型最低制限価格を適用する入札では、公告時に予定価格を事前公表してほしい。
  - ◇ 売上や技術力の低下につながるため、変動型ではない最低制限価格制度を望む。
  - ◇ 過度な低価格への推定が必要となり、積算業務以外の余計な業務が増え、労働環境の悪化と考える。
  - ◇ 標本の算出について、価格の安い事業者から60%となっており、ダンピング対策になっていない。
  - ◇ 有効参加者数が2者以下の場合、予定価格の70%に最低制限価格を設定してほしい。
  - ◇ 短期的にはダンピング防止の効果があるかもしれないが、長期的には下限がなくなり、低価格での競争になる恐れがある。
  - ◇ 購入資材の多い案件は落札しても物価高騰で赤字になる。市場価格は適正な金額を反映していない。
- 約9割の事業者が今後も参加したいと回答する一方で、企業努力により安価での応札が可能であったにもかかわらず積算根拠について説明の機会がないことや、ダンピング対策が不十分であるという意見があった。

## 入札価格への影響について

Q 2 - 1 適用対象案件については入札案件の公表時又は指名通知の際に、入札説明書等にてお示しておりますが、適用対象であることが入札に影響したかどうかお答えください。



Q 2 - 2《 Q 2 - 1 で「適用対象であることを知ったうえで入札した」と回答した方のみ回答 》  
変動型最低制限価格制度が適用されていたことによって、入札価格への影響はありましたか。



- 約 9 割の事業者が適用対象であることを知ったうえで入札に参加したが、入札価格への影響については、そのうち約 7 割の事業者が通常と変わらないと回答した。2. 5 割の事業者は通常より高い金額で入札したと回答した。

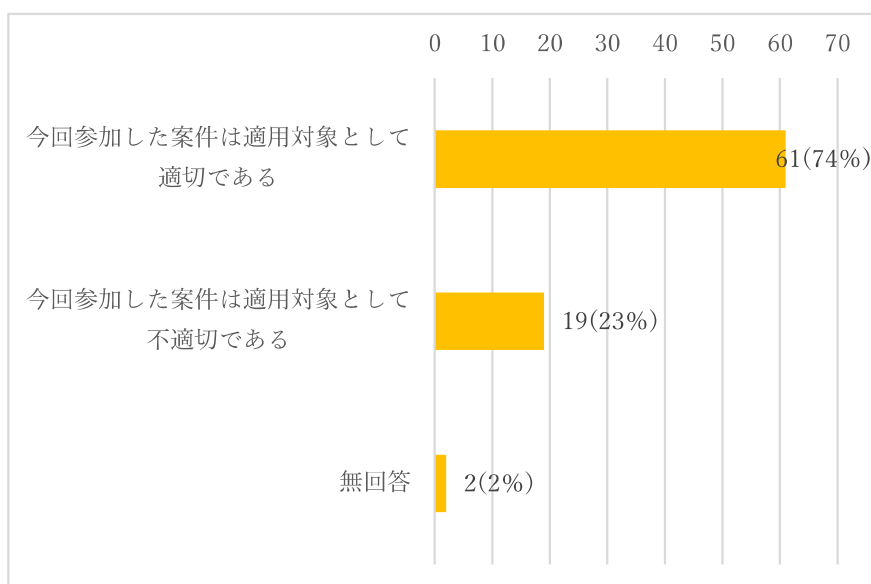
## 2. 適用対象業務について

Q3-1 変動型最低制限価格制度の適用対象については、これまで現に低価格入札が見受けられた業務類型とし、下記のとおりとしています（※いずれも価格による限定はなし）。

### <業務類型>

建物清掃・公衆トイレ清掃の業務委託、造園の業務委託、計画策定支援、医療関係検査・調査業務、土木関係調査・点検業務、データ入力作業、電話設備の設置・保守、撮影、情報処理業務、翻訳・通訳

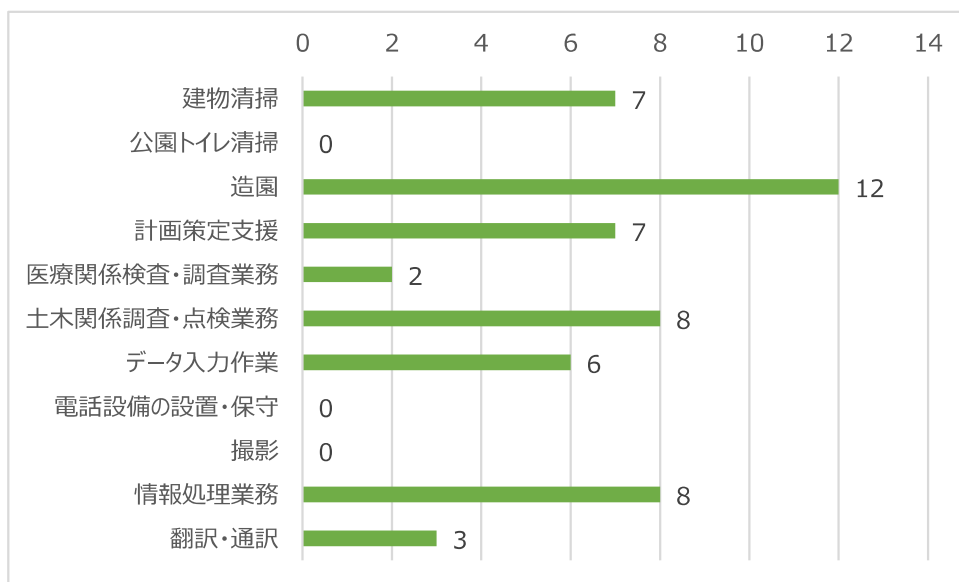
今回参加した案件について、適用対象として適切であったかお答えください。





Q3-2 《 Q3-1で「今回参加した案件は適用対象として適切である」と回答した方のみ回答 》

業務類型とその理由についてお答えください。



(要旨)

#### 建物清掃

- ◇ 過去に過度な低価格入札が見られたため。
- ◇ 経費に占める人件費が7割近くを占める業務類型であるため、最低価格が保証されていることで適正価格に近い金額で競争できるため。
- ◇ 安価での受注では作業員にしわ寄せがいくことが見受けられるため、本制度によってそのような事例が減るのではと思うため。

#### 造園

- ◇ 近年、価格競争が激化していたため。
- ◇ 過度に安い金額での応札を防止することができるため。
- ◇ 業務の品質確保や安全管理の適正化、従業員の賃金上昇や給与の補償につながるため。

#### 計画策定支援

- ◇ 人的作業が主体である業務類型のため、ダンピングに陥りやすいため。
- ◇ 計画内容の質が一定程度担保されるため。

#### 医療関係検査・調査業務

- ◇ 価格だけにとらわれず適正価格で入札ができ、品質低下が防げるため。

### 土木関係調査・点検業務

- ◇ 年々落札価格が低くなっていく傾向がみられていたため。
- ◇ 著しく乖離する安価な入札がなくなることで、落札価格が適正価格に近くなったため。
- ◇ 現地調査等が含まれており、実施体制を整えるためにも必要最低限の費用が必要なため。

### データ入力作業

- ◇ データの正確性など品質の担保が求められるが、過当競争になりがちであり、入札価格が安価になりやすい傾向にあるため。
- ◇ 業務内容の理解度が測定できるため。

### 情報処理業務

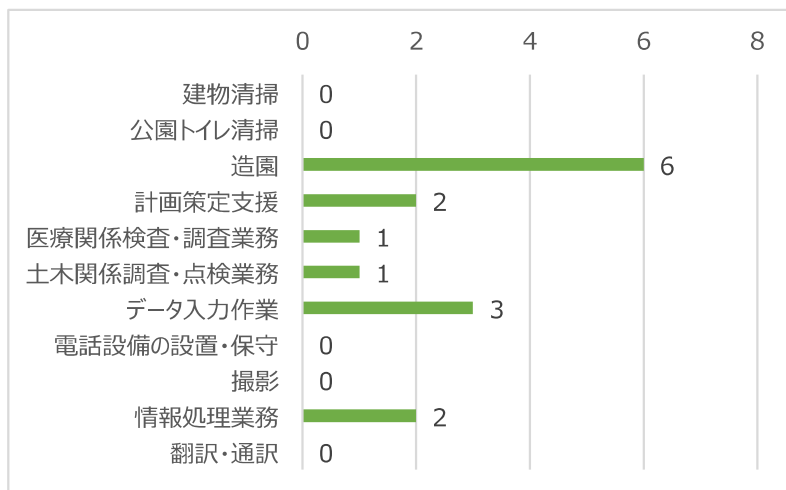
- ◇ 過度に安価な積算の場合、仕様書内容を十分理解できていないまま積算をしている可能性があるため、業務の品質の確保につながるため。
- ◇ 受注する業務が適正価格に近づき、適正賃金と落札金額との差が改善する可能性がみえたため。
- ◇ 外注が行いやすい業務のため、ダンピング対策として適切であると考えられるため。

### 翻訳・通訳

- ◇ 翻訳者への適切な報酬の支払いができ、品質の担保につながるため。
- 多くの業務類型で、過度な低価格競争が続いていた状況であったため、適正な積算が可能になったとの意見があった。また、人的作業が主体である業務については、業務の品質の確保や、労働者の適正な労働環境の確保につながったとの意見があった。

Q3-3 《 Q3-1で「今回参加した案件は適用対象として不適切である」と回答した方のみ回答 》

業務類型とその理由についてお答えください。



(要旨)

#### 造園

- ◇ 入札価格を示した事業者がその価格で履行できないことが問題であるため、そもそもそうした事業者が参加できないような仕組みづくりが必要と考えるため。
- ◇ 不適切とまでいわないが、落札するのが一層難しくなるため。
- ◇ 長期的には下限がないに等しく低価格の競争となると考えられるため。
- ◇ 過当競争が進んだ場合には事業運営に影響を及ぼし、次世代の担い手減少に繋がるリスクとなるため。

#### 計画策定支援

- ◇ 参加した業務は専門性が高く、過度な低価格競争になり得る要素が少ないため。

#### 医療関係検査・調査業務

- ◇ 見積比率のほとんどが人件費であることから変動型最低制限価格での競争が、人件費のダンピングにつながると考えるため。

#### 土木関係調査・点検業務

- ◇ 変動型でない最低制限価格制度の方が適切と考えているため。

#### データ入力作業

- ◇ 作業工数はどのようなデータ処理をするかにより影響を受けるため、一概に低価格入札が業務品質の低下等を招くとはいえないため。
- ◇ 前年の同案件の落札価格より低い価格での落札結果となったため。

#### 情報処理業務

- ◇ 一律に業務類型だけで判断せず、仕様内容に準じて設定すべきと考えるため。
- 業務類型のみで一律に判断せず、仕様内容を踏まえて設定すべきとの意見や、一概に低価格入札が品質低下につながるとはいえないという意見があった。また、変動型最低制限価格制度を適用する前よりも低価格での落札となったという意見や、変動型最低制限価格での競争がダンピングにつながることを懸念する意見もあった。

### 3. その他

Q 4 変動型最低制限価格制度全般についてご意見がございましたらご記入ください。（自由記載）

（要旨）

#### 【制度適用に関する意見】

- ◇ 企業努力により低価格を実現している事業者に不利な制度である。  
入札参加資格として、過去の同種業務の実績を求める案件であれば、それなりの専門性と経験を求めていることになるので、変動型最低制限価格の適用は除外すべき。

#### 【最低制限価格の算定方法に関する意見】

- ◇ 従来の乗率 70%～90%の範囲内に収まるように、設定の見直しを検討してもよいのではないかと。
- ◇ 低価格入札を抑制する方法としては相対的な入札額で最低制限価格が決まる制度の実施よりも、予定価格に一定の乗率を乗じる制度の適用対象業務の拡大のほうが望ましい。
- ◇ 労働者を守るために、工事と同じように、事業者ではなく役所の適正な積算金額から最低制限価格を設定していただきたい。
- ◇ 平均から除外する線引きが予定価格の 1 割以下のため、標本平均額の 80%を最低制限価格としても低価格での競争になりやすい。
- ◇ 低価格の入札額に影響されて最低制限価格が低く設定されることへの対策を行っていただきたい。
- ◇ 応札金額は企業努力した結果の金額であり市場価格ではない。仕様書内容を満たし履行するために必要な金額が予定価格で、それが市場価格と考える。ダンピング価格と市場価格を同じ土俵

で平均化することは最低制限価格の下落を招き公契約の精神と反する。

【談合に関する意見】

- ◇ 沢山の知り合いがいれば談合が可能である。

【予定価格や予算に関する意見】

- ◇ 制度は適切であると思うが、現時点で想定されている設計金額が市場価格より低いことがあり、設計金額の見直しをしないと根本的な解決にならない。
- ◇ 予定価格を事前あるいは事後に公表してほしい。
- ◇ 予算や予定価格を適正価格とするため、下見積りを多くの事業者から取る必要がある。
- ◇ 公告時に入札予定価格を積算できる資料を示していただきたい。

【価格以外の評価に関する意見】

- ◇ 暮らしや自治体運営を支える地域社会のためにも、社会活動等をはじめとした様々な貢献を受発注に反映できる仕組みにするべき。

【制度の継続等に関する意見】

- ◇ 品質確保のため、過度な価格競争を防ぐ意味でも今後も続けていただきたい。
  - ◇ 始まったばかりの制度であるので不慣れな点もあるが、改良しながらよい方法を模索してほしい。
- 最低制限価格の設定範囲を一定の水準に限定することや、変動型ではなく予定価格に基づき最低制限価格を設定することを求めるなど、算定方法に関する意見が多くあった。また、予定価格の設定や公表などに関する意見があった。一方、ダンピングの防止や業務の品質確保に向けて有効な制度であり、今後も続けてほしいとする意見もあった。